

令和8年度 税制改正要望事項

第一 総論

1. 経済社会の現状と財政改革の推進

わが国経済は、大きな転換期を迎えており、デフレからの完全脱却が視野に入中で、行動制限の緩和に伴い個人消費が活力を取り戻し、企業の生産活動も持ち直しの動きが見られ、「成長と分配の好環境」に向けて、大きな潮目の変化が見られる状況となっている。

社会・経済活動は、ほぼコロナ禍前の状態に回復してきている。一方で、自然災害や少子高齢化と人口減少に伴い、中小企業の人手不足や人件費・仕入れ価格の増加に直面し、厳しい経営を強いられ、デジタル化と環境変化への対応や地政学リスクに伴う国際情勢の不安定さと不透明感がますます強まる中で、地域経済と雇用の担い手である中小企業においては、税財政や金融面での経済政策の効果が十分に浸透しておらず、未だ厳しい状況が続いている。こうした構造的な課題の解決には、デジタル化などの将来を見据えた設備投資や、大胆な事業構造改革を促すための税財政政策を打ち出して民間活力を最大限に引き出す必要がある。事業承継を含めた中小企業に対する税財政上の支援を引き続き求める。

また、「金利ある世界」への回帰を踏まえ、財政健全化に向けて中小企業をはじめとする経済の活性化による歳入の増加と、財政支出の削減こそが必要で、財政規律回復の緊急性が高まっている。このような状況の中、より徹底した行財政改革の断行を求めるとともに、公平、中立で簡素な税制実現を目指して、希望を生み出す強い経済と活力ある社会を築いていくための活動を続けていかなければならない。

酷暑などの天候不順とも相まって、米不足による「令和の米騒動」や野菜などの生活に欠かせない食材の価格高騰によって節約志向が強まったこともあり、個人消費の停滞を招いている。また、原材料やエネルギー価格の高騰も中小企業に深刻な影響を与えている。「賃金と物価の好循環」の実現に至らず、景気の回復に向け力強さを欠く状況である。

2. 税制改正の必要性

令和7年度の税制改正は、少数与党が各党の協力を得て決定に至るという異例の状況だった。連日、税制に関する報道があったことは、税制に感心をもってもらういい機会であった。手取りを増す「103万円の壁」と学生アルバイトの就労調整の件、また、社会保険料の「106万円の壁」、「130万円の壁」、ガソリンが高騰している中での30年も続いている「ガソリンの暫定税率」の廃止の件、贈与税の非課税の件、税と社会保険料はどちらも国民の負担の話で重要なことである。双方とも、世代間や世代内負担の不公平問題、消費税の逆進性という課題を抱えている。税と社会保障を一体的に考え、受益と負担の問題に対応すべきである。また、金融所得多い高所得者層に有利な「1億円の壁」の問題が令和7年度より運用されるが、検証の上さらなる税制改正を強く要望する。

第二 基本事項

1. 法人の税負担のあり方

(1) 法人基本税率の引き下げ

法人税率及び法人事業税所得割が段階的に引き下げられ、平成30年度には法人実効税率は29.74%になったが、国際的に見てまだ高い水準にあるため、租税特別措置の整理・合理化等により課税ベースの拡大を考慮しつつ、さらに国際競争力をつけるためにも法人基本税率を引き下げ、地方税の負担軽減と併せて、法人実効税率を少なくとも20%台半ばまで引き下げることを要望する。

(2) 内部留保(利益剰余金)に対する課税に反対

一般に言われている企業の内部留保は、企業会計上の利益剰余金にあたるが、それに対して課税をとの議論が出ている。しかし、実際に現金預金として持っているのではなく、土地建物等の資産になっていたり、または、借入金の返済に回っていたりしている。また、法人税が一度課されているため内部留保(利益剰余金)に対して課税はすべきではない。

(3) 中小企業に対する課税ベース拡大に反対(外形標準課税)

法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、中小企業に対して法人事業税の外形標準課税の適用等がないように十分な配慮を強く要望する。

(4) 中小企業の軽減税率の適用(中小企業優遇税制の確立)

長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円にまで引き上げるなど、担税力の弱い中小企業への配慮を要望する。また、軽減税率15%への特例が2年間延長されたが、これを恒久的な引き下げとし本則化することを要望する。

(5) 同族会社の留保金課税について

「同族会社の留保金課税」は、資本金1億円以下の企業は対象外とされたが、この「資本金1億円以下の企業」という定義を崩すことのないよう強く要望する。

(6) 交際費課税の損金算入

交際費の中小企業に係る損金算入の特例は、本則に戻すべきである。

そもそも交際費は中小企業のみならず全ての企業の活動にとって必要不可欠な経費であり、経営上の経費性を否定することは誤りであり、企業規模にかかわらず原則損金算入とすべきである。

(7) 減価償却制度の改善

a. 益々加速する技術革新、激化する国際競争に対抗するため、耐用年数を国際的水準に合わせて更に短縮するとともに、分類についても更に簡素化するよう要望する。ただし、取得当初の負担が重くなる定額法への一本化には断固反対する。また、建物・建物付属設備・構築物の定額法への一本化については、せめて耐用年数の短縮化を要望する。

b. 昨今のインフレ状況を鑑み、取得価額50万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘わらず、一時の損金算入とするとともに、損金算入額の上限(合計300万円)の枠を廃止または拡大し、制度を本則化することを強く要望する。

(8) 役員報酬の取り扱い

a. 役員報酬は原則損金算入とすべきである。現行制度は役員報酬の損金算入が限定されており、特に報酬等の改定には損金算入について厳しい制約が課されている。役員報酬は、本来職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

b. 会社法では、役員賞与は職務執行の対価として株式会社から受取る財産上の利益として役員報酬と統合され「報酬等」に統一されている。また、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」では「役員賞与は、発生した会計期間の費用として処理する」とされている。よって、会社法・企業会計基準に従い、役員賞与は恣意的過大報酬分を除き、損金算入できるよう改正すべきである。

c. 業績悪化改定事由により役員報酬を減額した後増額した場合の原則損金算入コロナの影響を受け、業績に苦しむ企業が多数あることから業績悪化改定事由により役員報酬を減額改定した後、経営環境の改善等から当該事業年度中に役員報酬を改定前の額に戻した場合、その増加部分について原則損金算入できるよう見直すべきである。

(9) 自然災害等に備えた税制の拡充

中小企業における災害に対する事前対策のための設備について、特別償却が可能となったが、更にすべての企業につき即時償却または税額控除等の優遇税制措置の創設を要望する。また、今回の新型コロナウイルスのような事象が発生した場合の対応策を普段から用意していただきたい。

(10) 寄附金の損金算入限度について

a. 寄附金については、高齢化や環境問題への対応、芸術文化活動への支援などで企業の果たす役割はますます重要性を増している。このため指定寄附金の認可条件を緩和するとともに、一般寄附金の非課税枠の拡大を求める。また、少額な寄附金(3万円以下)は全額損金として認めること。

b. 特定公益団体に対する寄附金は一般寄附と区別し、損金算入できるようにするとともに、公共的な団体に対する寄附金は、指定寄附金と同様な取扱いとすること。また、企業が関わる寄附金は重要な支援であるため、一般寄附金の非課税枠の拡大を強く求める。

(11) 受取配当金の二重課税の排除

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、本来の趣旨を尊重し、出資比率に関係なく全額益金不算入とすべきである。

(12) 中小企業に対する研究開発税制の見直し

税制改正により、「研究開発税制等の見直し」がなされたが、主に大企業のための施策であり、租税特別措置全般の見直しを行い、中小企業で活用できメリットを享受するような制度への見直しを要望する。

(13) 中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備が、設備投資に係る新たな類型(デジタル化設備)として追加された。これにより設備等を取得した場合、即時償却又は7%(資本金3,000万円以下の法人は10%)の税額控除の適用が可能となったが、対象となる設備(例えば工具・器具・備品)は取得価格が30万円以上のものなど「一定規模以上のもの」の要件の撤廃と、適用期限の延長を要望する。

(14) オープンイノベーション促進税制の拡充について

オープンイノベーションの促進に係る税制は、重要度の高い税制ではあるものの、より使い勝手の良い税制に改正する必要性があり、利用者の要望に早期に検討・対応されるべきである。

(15) 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充

我が国の賃金水準は、長年にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国と比べ低迷していた。中小企業が、今後も雇用を維持し、賃金引上げを促進するためにも、現行20%の控除限度額を拡充する等、税制面からの一層の支援を要望する。

(16)過度な租税特別措置の見直し

政策目的を実現するための租税特別措置は利用が一定の大企業に限定され、公平・中立・簡素という租税原則から逸脱している。これは課税ベースを侵食し税収減につながることで、また実効性を伴う監査制度もなく不透明であり、過度な制度は対象の絞り込みや重点化・時限的運用などにより縮減していくべきである。

(17)欠損金の繰戻しによる還付の特例

資本金1億円以下の中小企業者が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、繰戻し期間の無期限化を要望する。

(18)電子帳簿保存法の見直し

電子取引により授与した取引情報は、電子データにより保存しなければならないと義務化されたが、その対応には相当な事務負担が生じ、電子保存義務化の対象となる取引の見直し等による更なる要件の緩和や、中小企業の経理事務の実態を踏まえ業務のデジタル化に向けて税制面からも支援するような制度の創設を要望する。

(19)中小法人特例の適用要件について

真に支援を必要とする中小法人が支援・恩恵を享受できるよう、資本金や所得の基準に加え、従業員数の基準なども採用し、大規模法人の減資などで趣旨から離れた適用にならないように要望する。

2. 所得課税のあり方

(1)税率構造の見直し

税率構造は平成27年度以降降分から7段階構造となったが、累進税の構造はそのままで、税率も諸外国に比べ高率であり、依然として中間所得者層には重税感がある。課税ベースを広げ、累進構造を是正し、適用税率を見直しすることを引き続き要望する。加えて、大手企業の賃上げは進んできているものの、中小企業の賃上げはままならず、物価高により実質賃金は目減りしている状況下にある。については中間所得者以下の層における所得控除の拡大を要望する。また、国・地方合わせた実効税率は50%以内にすべきである。

(2)上場株式等有価証券課税の見直し

現行の「上場株式に係る配当所得」「株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得」等については大口株主を除き分離課税とされている。この分離課税の所得税率は、復興特別税を含めて一律に15.315%であり、給与所得等の所得税最高税率45%に比べ低く、分離課税適用の高額所得者にとって有利な制度となっている。税負担の歪みや不公正な是正の観点からも、高額なものに対しては、一律の税率を定額に応じた段階的な税率とし、将来的には総合課税化するように要望する。

(3)少子・高齢化社会に備えた環境整備と税制の再構築

a.一時的な給付ではなく、安定的な子育て支援控除制度の創設を要望する。また、将来的には少子化に歯止めをかけるために「N分N乗方式」等を含め検討が必要であり、大胆な税制上の施策を強く要望する。

【参考】N分N乗方式

課税単位を家族単位とし、家族の所得を家族の人員で分割し、その分割後の所得に累進税率を適用し、その税額を合計する。子どもが多いほど税率が低くなり、税負担が軽くなる。これを有効にするには、累進税率の刻みを工夫する必要がある。

b.子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもを持つ低所得者世帯に対する税制上の優遇と、教育や生活等における経済的支援の拡充を要望する。

c.事業主が年少者(16才未満)の扶養手当を支払った場合は給与所得として課税されているが、年少者1人につき月2万円を上限に非課税所得とするよう要望する。

d.公的年金課税制度の改善(高齢化社会に備えた税制)

公的年金受給者については公的年金以外の所得金額を重視し、公的年金以外に所得の無い者や少額な者については控除額を大きくしたり、一定水準額以下の年金は非課税にすることに加え、また高齢化の進展に伴い要介護の高齢者等が確定申告を行うことが困難な場合が生じていることについての配慮を求める。反面、多額の収入を得ている者には応分の負担を求める等、年金所得に対する控除について見直しを行うべきである。特に高額な410万円を超える公的年金受給者に対する控除額は130万円を上限とするよう要望する。しかしながら、給与所得と同等額にまで控除額を減らしたとしても、年金受給者兼給与所得者にあつては、双方の控除が可能となる。これは給与のみの場合と比べ公平な負担とは言えない。公的年金を給与とみなすのが困難であれば、それぞれの控除を廃止して、合算後に控除すべきである。さらに遺族年金は遺族の生活のために非課税所得になっているが、65歳以上の老齢厚生年金の者と不公平感がある。65歳以上で受給する遺族年金は課税所得にすることも必要である。また、年金制度改革の対象とならない年齢層をなくすなど、既得権者だけが有利になるようなことのないように配慮して欲しい。

e.所得税における未婚のひとり親への控除又は寡婦控除は、令和2年改正で見直されているものの、支援措置が十分とは言えないため、所得税の非課税措置を設けるべきである。

(4)住宅関連税制の改善(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例)

住宅購入は税制に合わせて購入するものではなく、個人のライフステージに応じて購入するものである。まずは、本制度の本則化を図り、制度自体を再構築すべきであり、特に控除期間については、一般の住宅ローンの借入期間に合わせるよう要望する。また、居住している住宅の特定のリフォームを行った

場合も住宅ローン控除の対象になるが、内容に関係なく住宅ローン控除を認めるよう要望する。

(5)復興特別所得税について

25年間はあまりにも長すぎるものであり、より短期間の「復興」に対応した課税方法に改めることを強く要望する。また「復興」とは結びつかない使途が不明確なものは取りやめ、厳格に使用することを要望する。

(6)災害により生じた雑損失の金額の繰越控除期間を7年に延長することを要望する。

(7)所得税の再分配効果をもっと高めるため、「所得控除」ではなく「税額控除」制度を採用した抜本的な改革を求める。

(8)事業用不動産の譲渡損失について

確定申告を行う事業者について、業務用不動産に係る譲渡損失があるときは、これを他の各所得の金額から控除(損益通算)できるように要望する。

(9)金の売却時控除額について

現在は購入時の金額等が証明できない時は、売却時の5%がみなし購入費用として控除できることとなっているが、直近10年間の最安値などと改めるよう要望する。

3. 相続・贈与税制のあり方

(1)相続税の課税強化の見直し

基礎控除額の大幅な引き下げ等相続税の課税強化がなされたが、従前の5,000万円プラス一人当たり1,000万円×法定相続人数の水準までに戻すことを要望する。

(2)事業承継税制の法制化

事業承継税制については、事業承継の要件緩和が大幅になされたが、これら緩和後の要件であっても全く不十分であり、もっと利用されやすいものになくはない。単なる先延ばしの税制ではなく、事業承継がしやすいようにするために直系同族間の事業承継は無税とする。このことにより事業承継はしやすくなる。現時点では事業承継は難しく、M&Aばかり増えているのが実態だ。また、事業用資産を一般財産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設を求める。

(3)非上場株式の評価について

平成29年1月1日より自社株評価の見直しが行われたが、事業承継における問題点を踏まえ、平成20年度までの非上場株式の評価制度を復活させる必要があると考える。

この制度を復活させた上で、従来の10%評価減方式を80%以上評価減に拡大させるとともに、適用要件のうち発行済株式等の総額20億円の上限の緩和、同族関係者の株保有割合50%以上の緩和等、同族色の少ない非上場会社も対象になるような改正を従来の制度に施し、納税猶予制度と並立させてどちらかを選択できるように、制度の拡充を図るよう要望する。

特に非上場株式の評価については、事業承継の観点と流動性が低いことから株式評価を低減するよう求める。

(4)相続時精算課税制度について

令和5年度税制改正において、相続時精算課税制度に新たに「年110万円の基礎控除」の枠が加わり、特別控除2,500万円の対象外となった。

この改正は、事業承継において相続時精算課税制度を利用するメリットとなり、大いに評価するものである。ただ、特別控除の非課税枠は引き上げるようし、デメリットについても説明が必要である。

また、本制度活用促進のため、相続物件の評価につき相続時があるいは採用した時のいずれか評価の低い方を選択適用できるように要望する。

(5)暦年課税における相続前贈与の加算期間の短縮

我が国では、過去3年の累積贈与額と相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっていて、この累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となっている。これが、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以後の贈与については段階的にはあるが、7年に延長された。事業承継においては、経営者は明確な意思のもとに計画性を持ってそれを行っていくものである。被相続人の意思や後継者に対する思いを軽視することになりかねないこの制度は即刻廃止すべきであり、少なくともその累積期間の短縮を強く要望する。

(6)住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置について

「直系尊属からの住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」が実施されたが、本制度は住宅取得を計画する対象者において貴重な非課税措置であり、制度の恒久化と非課税制度額の増額を要望する。

4. 地方税制のあり方

(1)土地等不動産にかかる流通課税の見直し

譲渡課税については過重な譲渡所得税を軽減することや、登録免許税、不動産取得税、消費税等の流通にかかる課税を廃止または大幅に軽減することが必要である。更に、農地法、市街化調整区域の線引や建築基準法の諸制限等土地税制に絡む要件は、極めて複雑となっている。特に、農地面積は減少しているにも拘わらず、耕作放棄地は増加している。よって、固定資産税を含めた不動産に係る税制全般について総合的かつ抜本的な見直しを要望する。

(2)償却資産に関わる固定資産税の廃止

償却資産の固定資産税を廃止すべきである。廃止するまでの間、法人税制と地方税制との乖離をなくすことを要望する。30万円未満のものについては、法人税では一括償却できるため、償却資産税(地方税)をかけない制度とし税制全体を統一性のあるものとするべきである。また、償却額については国税の基準と同様の仕組みとして1円まで償却できるようにすることを要望する。

(3)固定資産税の見直し

a.法人税の減価償却方法は別に、固定資産税においては「固定資産評価基準」を用いており、二重管理となっている。特に、特別償却・割増償却制度の適用及び評価額の最低限度額については、法人税と同様に扱うことを要望する。

b.固定資産税の税率を引き下げ、標準税率を1%程度とするとともに、固定資産税の税率を現在は再建築価格を3年に1回算定していて、残存償却率も3年ごとにしか変わらない。シンプルに購入価格を基準とし、償却率も毎年見直すことを提案したい。なお、評価法を改めるまでは、減価償却の掛け率など経過年数評価を毎年見直すよう要望する。

c.固定資産税は、土地の利用収益力に基づいて課税されるべきもので、土地の担税力に着目する税ではない。長年に亘り地価が下落傾向にあるにもかかわらず負担調整との名のもとに課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。よって、評価方法を収益還元価格等で評価するとともに、税率を軽減することを要望する。

d.新築住宅に係る固定資産税は、新築後の一定期間、家屋の固定資産税が2分の1となる特例が2年延長されたが、同制度の恒久適用化を要望する。更に、昨今問題視されている空家問題にも対応できるよう中古住宅の利用促進のために、一定要件を満たした中古住宅にも適用化を要望する。

e.住宅の購入または新築にかかる不動産取得税の廃止を要望する。直ちに廃止できない場合は、当面、不動産取得税の控除額を2,000万円に引き上げ、免税点を土地については200万円、建築家屋1戸については400万円とすること。また、中古住宅についても、不動産取得税及び固定資産税を軽減するとともに、交換及び災害による代替取得も不動産取得税において減免規定を設けること。

f.本来都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充当するため、都市計画区域として指定された一部区域内に所在する土地、家屋について課税されるべきであるが、実態は納税義務者に一律かつ恒久的に課税され、固定資産税の一つとなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止すべきである。

g.都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置
都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

h.耐震改修促進税制については、対象建物を住宅以外にも拡大するとともに、適用要件を緩和し、更に利用しやすい制度に改善することを要望する。

i.国税で少額減価償却資産として処理したものは非課税とすること。

j.現在建物の固定資産評価は3年ごとに見直しとなっているが、評価率だけは毎年見直しすることとする。

(4)地方独自課税(外形標準課税)のあり方

地方独自課税の拡大、特に、外形標準課税は、既に応益負担として法人住民税や法人県民税の均等割、固定資産税、事業所税、超過課税等を負担しているにもかかわらず新たな納税を強いることとなり、企業にとって二重の負担となる。

また、赤字企業やベンチャー企業、収益力の低い中小企業にとって固定費の負担増となり、経済活力の成長・発展を阻害する要因となる。税額算定の基礎に人件費を含めることなども含め、安易な税収確保を求める姿勢には賛同できない。まず、二重課税廃止の明確化、地方自治体の独自課税への規制を前提に、地方税の抜本的見直しを行うべきであり、特に、問題点の多い外形標準課税は廃止すべきである。資本金1億円以下の中小企業にまで導入することは、断固反対である。

(5)地方税体系の簡素化

地方税体系は、極めて多岐にわたり複雑で分かり難い。まず、地方税体系を見直し、整理し、分かり易い体系とすることを要望する。また、徴税・納税手続きの効率化のため、国税との一本化についても検討することを要望する。

(6)事業所税及び超過課税の廃止

事業所税の床面積比例部分は、固定資産税と重複する等二重課税の性格が強くなっており、事業所税は全面的に廃止すべきである。

また、特定の企業を対象に課税する超過課税については、これまでの道路整備などではなく、当初の徴税目的であった地震(津波)対策に限定すべきである。

更に、市町村合併による新たな課税地域については、本来の趣旨から考えて対象から除くべきである。

(7)自動車重量税の廃止

現在、道路特定財源の廃止により課税根拠を喪失しているにもかかわらず、自動車取得時の自動車取得税と消費税、保有時における自動車重量税と自動車税(または軽自動車税)と二重課税になっており、消費税10%適用時に自動車取得税は廃止されたが、自動車重量税についても廃止することを要望する。

(8)事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴税技術の進歩とともに補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

(9)法定外目的税の乱用防止

各自治体の現況は行政改革が進んでいるとはいいい難く、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならない。よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

(10)電子申告納税制度の利便性の促進

電子申告納税制度は、導入後、国税においては利用が進んできている。地方税においても、電子申告納税推進に向け、国税で電子申告を利用した場合に、地方税の電子申告データとしての利用を可能とするなどの利便性の充実を要望する。また、国税のe-Taxと地方税のe-LTAXの統合や、法人を識別する番号を法人番

号へ一本化するなど、計画的に電子申告納税制度の拡充が図られることを要望する。

(11)ふるさと納税制度の運用の改善

ふるさと納税制度による寄附先を、個人が成人するまでに生誕し居住した都道府県及び市町村が有利となるよう制度の運用改善を要望する。

(12)自動車関係諸税

自動車の環境性能の向上と、今後のEV化の進展に向け自動車税制全般を簡素化・負担軽減化の観点から見直すとともに、道路整備等の受益と税負担の関係の再構築を図り、新たなモビリティ社会に向けた税体系とするよう要望する。

5. 消費税制のあり方

(1)消費税について

消費税率10%の引き上げに伴い導入された軽減税率制度については、事業者の事務負担などの問題も多く、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証することを要望する。

(2)インボイス制度の導入について

令和5年10月に導入されたインボイス制度は適格請求書の発行、管理を事業者を求める制度だが、区分経理処理などは特に小規模事業者にとっては大きな負担となっている。また新たな事務機器等の導入、システム変更などによる金銭面での負担が増加している。負担軽減のための新たな対策を強く要望する。

更に免税事業者から課税事業者に転換した場合に利用できる「2割特例(インボイス制度に伴う特例)」は令和8年9月までとなっており、以後の会計処理負担、納税負担が大きくなる可能性が高いため期限の延長もしくは新たな対策を要望する。

(3)軽減税率制度の複雑さ

現在食品など一部の商品に8%の軽減税率が適用されているが、適用範囲が分かりにくく、事業者にとっては経理処理が煩雑になっている。

例えば店内で食べると10%、持ち帰ると8%といった区分があり、混乱を招くケースが多いためできるだけシンプルな経理処理とすることを要望する。

【例】1枚のレシートの金額をお弁当代(8%)袋代(10%)の様に区分するのは経理処理が煩雑となっている等

(4)住宅取得の際の適用について

一定の条件を満たした居住用小規模住宅を購入、または新築の場合は住宅に関する税制上の支援措置が講じられるが、限定的な措置であり、恒久的な制度とすることを強く要望する。

(5)消費税の滞納防止について

消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。直ちに予定納税における納税額及び納税回数を見直し、電子納税システムの導入の推進など、実効性のある滞納防止及び滞納整理の促進策を講じることを強く要望する。

(6)簡易課税制度のみなし仕入率について

簡易課税制度は中小事業者の事務負担を軽減する目的で措置されたものであるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回っており益税が発生している。公平性の観点から、仕入率を実際の課税仕入率の水準に近づけるよう要望する。

6. 印紙税の廃止

印紙税は廃止すべきと考える。

印紙税の廃止の提案は、経済のデジタル化や国際的な競争力強化の観点から、税制をシンプルで公平なものにする必要があるという理由が含まれている。印紙税を廃止することで、企業の事務負担を軽減し、税制の透明性及び公平性が向上する。また、デジタル取引の拡大が進む中で、税制もそれに対応した形に変化することが求められる。

特に、文書課税は即刻廃止することを要望する。

7. 環境税のあり方

深刻化する地球温暖化の影響は近年様々な地域で豪雨災害というかたちで、被害をもたらしている。こうしたことから先ずは地球温暖化対策の重要性をふまえ、二酸化炭素の排出を抑えることを目標に環境税を考える必要がある。そのためには、森林の整備、保全、河川の整備という自然環境に関わる観点と、工業分野での環境破壊、またエネルギーに関する環境税も考える必要がある。

また、近年はインバウンド受け入れにおいて、様々な観光地に多くの外国人が訪れるようになったため、当然、日本の大切な観光資源を維持するための取り組みや保全が必要がある。これには環境税と、必要に応じて観光税を新たに設けて環境整備をすることを要望する。

8. マイナンバー制度の運用

カードの普及促進・利用促進のため次の事項を要望する。

(1)カードを利用した場合のメリットを広く周知すること。※各種手続きにおける割引等。

(2)マイナンバーカードと登録された電子証明書で異なる有効期間を統一すること。

(3)導入時から懸念される個人情報の漏洩対策を実施し、不安解消のために国民に詳しく説明すること。近年、AIの普及に伴い、サイバー空間においても某外国から不当なアクセスや個人情報の搾取も多くなる事からなりすまし被害を防ぐためにも国としてもっと経済安全保障という分野に力を入れてもらいたい。

(4)税務申告をはじめ、カードを利用した場合に、なんらかのインセンティブを継続的に与えること。

(5)日本の労働人口減少に伴い来日する外国人材、特に外国人技能研修生等が増えることから、外国人にもマイナンバーカードの登録を義務づけているので、各種手続きをスムーズ出来るようにするとともに各分野においても情報の一元化を図ることを要望する。

9. 企業会計と税務会計、国税と地方税、税法とその他関連法令との乖離は正

企業には企業会計と税務会計があり、それぞれの取扱上の相違から極めて複雑な会計処理が要求されており、近年、時価会計や税効果会計の導入により、その乖離は一層大きなものになっている。

企業経営の健全化、事務負担の軽減及び企業会計と税務会計等の乖離は正の観点から、国・地方などの官庁縦割組織による法制化姿勢を是正し、企業会計並びに国際財務報告基準、税務会計の整合性を図れるような関連法令を早期に改定するよう強く要望する。

また、近年、自然災害が多発し、国土を守る事が重要視されるようになった。そのために地方税を重点的に地方のインフラ整備にあて、東京一極集中ではなく、地方の発展を行う事を要望する。

そのためには、何をおいても先ずは、経済成長を促すための税法の見直し、財政規律を合理化し、適正な財政規律を見直す事が必要である。

第三 個別事項

1. 法人税

(1) 交際費について、次を要望する。

a. 社会慣習上、その支出を避け難い慶弔費や贈答費、社会通念上相当と認められる冠婚葬祭に係る金額(1件3万円程度)は交際費の課税対象から除外すること。

b. 定額を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること。

c. 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、税金や会費等の収入金額は、税務上の交際費から減算できるようにすること。

(2) 引当金の損金算入について

役員及び従業員の退職給付引当金の復活について、負債性引当金である退職給付引当金の損金算入復活を要望する。

(3) 資本的支出と修繕費の形式区分について、次を要望する。

a. 資本的支出と修繕費の形式区分基準上の修繕費の認容範囲を個々の資産の取得価格50%相当額に引き上げるとともに、限度額を300万円に引き上げ、損金処理を認めること。

b. 工場等の合理化のために、機械・設備の移設や集約等が必要となる場合がある。現状ではその移設費は資本的支出とされているが、修繕費扱いとし損金算入を認めること。

c. 災害により被害を受けた法人の災害復旧費用で、事業年度を跨いだ場合は、「災害損失特別勘定」で見積り、経費計上ができるようにすること。

(4) 減価償却関連事項として次を要望する。

a. 法律・条例の改正等により設備の新設もしくは改造した減価償却資産等については、特別償却を認めること。

b. 電算機のソフトウェアの取得または更新費用等は、その償却期間を5年から3年にすること。また、100万円以下のものについては、一時の経費として損金算入を認めること。

c. 減価償却資産の取得価格は購入先に支払った代金・購入手数料のみとし、引取運賃、荷役費、運送保険料等は含まないものとする。

(5) 貸倒損失の損金処理できる特例について

貸倒引当金の計上は中小企業、銀行、保険会社に限定されたが、設定根拠が合理的であれば、すべての業種に認めるべきである。

また、債務者に対する売却債権について、その債権が明らかに回収不能である場合は、事務処理の煩雑化を避けるため、取引停止後1年以上という期間を6ヶ月以上に短縮すること。

(6) 電話加入権は非減価償却資産となっているが、加入権料が大幅に引き下げられ、売買も不可能となっている。よって、加入権料支払時に一括損金とするとともに、既に購入済の加入権は一括償却または5年で償却を認めること。

(7) リサイクル料の損金算入を支出時に認めること。

(8) 相当の地代の認定基準を市場の実態に合わせて年6%から2%以下に引き下げる。

(9) 不況時における資金繰り等を考慮し、法人税の延納制度を復活させること。

(10) 法人税及び消費税の申告期限、納付期限は、会社法に合わせ事業年度終了後3ヶ月以内と改めること。

(11) 法人住民税の均等割り負担分を損金算入できるようにすること。

(12) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。

(13) 欠損金の繰戻し期間については前1年を前3年にわたり認めること。

(14) 適用額明細書の廃止

適用額明細書の添付義務を事務効率化のため廃止するよう要望する。

(15) 繰延消費税の全額即時償却

控除対象外消費税のうち一つの資産に係る金額が20万円以上となるものは、繰延消費税として資産計上し、5年間にわたって償却しなければならないが、事務負担の軽減のために、即時償却することを要望する。

(16) 賃上げ促進税制の見直し

賃上げ促進税制は、従業員の賃金等の総支給額が前年度よりも増加している事が適用要件ではあるが、従業員が減少した場合など一人当たりの賃金等の総額が増加している場合にも適用出来るように見直しを要望する。

また、従業員の訓練費用増加による上乗せ要件は、研修に参加するための費用に交通費・必要宿泊費の加算を認めるように要望する。

(17) 会社立て直しのために債権放棄を受けた場合、「債務免除益」という経済的な利益を得たことになり、課税関係が生ずるケースがあるが、債務超過部分に

相当する金額については益金不算入とすること。

2. 所得税

(1) 諸控除の取扱いについて、引き続き次を要望する。

a. 基礎控除は、憲法25条第1項に基づき最低限度の生活に必要な費用として課税対象としていないものである。令和7年度改正により基礎控除額58万円(年収200万円以下は95万円)に引き上げられたが、生活保護給付等と比較してまだまだ低すぎるので更に増額すべきである。なお、2年間に限り年収200万円超は段階的に基礎控除額が引き上げられたが、恒久的な引き上げを要望する。また、個人住民税の基礎控除額(43万円)は据え置きになったが、所得税だけの減税では手取りの増加が少ないため所得税の基礎控除額に合わせて引き上げるべきである。

b. 扶養控除は、平成6年の改正から据え置かれたままになっているが、その間の物価上昇や消費税率の引き上げ等による負担の増加があるため、1人38万円を48万円に引き上げるべきである。

c. 年少者扶養控除が廃止されたが、少子化対策として、第2子以降の年少者扶養控除を再設定すること。

d. 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円(現行10万円)とすること。また、医療費控除の最高限度額を300万円に引き上げること。また、セルフメディケーション税制の適用と従来の医療費控除を併用できるようにすること。さらに、人間ドックなどの健康診断や予防接種の費用を医療費控除の対象に含めること。

e. 結婚・出産への支援

少子高齢化が深刻化する中で、若者が希望する年齢で結婚できるような環境を作れるよう、例えば、結婚後5年間は所得税を非課税とすることなど、税制面から支援する制度の導入を強く要望する。

f. 現状、介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とならないことから、在宅介護における負担軽減及び認定手続きの負担軽減を目的として、介護保険法の要介護3以上の認定を受けた者についても特別障害者の対象とするよう要望する。

g. 所得税法においては給与所得者に対し特定支出の控除の特例(所得税法第57条の二)が認められているが、その範囲は「職務に直接必要な技術や知識、資格の取得費用」として給与支払者の認めたものに限定されている。転職を前提とした教育の支出に対応するものが無いため、同支出についても給与所得者の特定支出の控除の特例に加えることを要望する。

h. 高齢者の受け取る生命保険(含む共済)の満期返戻金や年金等について、非課税または軽減措置を講ずること。また、受け取りを一時金か年金方式かによって支払う税金が変わってくるため、年金で受け取る場合も一時金で受け取ったものとして課税し、実際に受け取る年金には課税しないこと。

(2) 給与所得者の申告について次を要望する。

a. 令和4年度税制改正で、「所得2,000万円超」かつ「総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上」に加え、「総資産10億円以上」に該当する者も財産債務調書を提出することに改正されたが、申告すべき意図・目的が判然としないので、この制度は廃止すること。もし、廃止に問題があるならば、申告の所得限度額を現行の2,000万円超から4,000万円超に引き上げること。

b. 主たる給与以外の確定申告不要の所得限度額を現行の20万円以下から40万円以下に引き上げること。

(3) 確定申告する配当所得の「少額配当」の定義を改め、1銘柄につき年10万円以下を20万円以下に、6ヵ月決算の時の5万円以下を10万円以下に、それぞれ引き上げること。

(4) 源泉所得税に関する事項として次を要望する。

a. 源泉所得税の納付期限のうち、12月分については、平成24年度改正により特例法人については1月20日迄となったが、全ての法人について1月末日迄と改定すること。

b. 長年据え置かれている所得税基本通達36-38の2(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)のただし書きの3,500円を5,000円に増額すべきである。

c. 所得税法204条1項2号に掲げる報酬又は料金については、小規模事業者の場合、納税事務負担の軽減目的で、所得税法216条により納期の特例の適用対象とされている。所得税法204条1項1号に掲げる報酬又は料金についても、同条同項2号の報酬又は料金と発生頻度や金額等の多寡等が類似していると考えられるため、同様に納期の特例の対象とすること。

(5) 譲渡所得について次の事項を要望する。

a. 長期・短期にかかわらず譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費割合を現行の5%から20%に引き上げること。更に、低未利用土地の譲渡に限定することなく100万円の特別控除を復活すること。

b. 相続した土地・建物、株式等を譲渡した場合には、相続した時点の相続税評価額を取得額とすること。

c. 譲渡所得の特別控除を大巾に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時の特別控除額を現行の3,000万円を6,000万円に引き上げること。

d. 資産が土地収用法等により収用された場合の特別控除額を現行の5,000万円から1億円に引き上げること。

e. 青色申告における欠損金の繰越控除の期間については、現行の3年から5年に延長すること。

f. 個人事業所得等の損失の補填を目的として生じた経営者個人の土地、建物等の譲渡所得と、事業所得等の損失との損益通算を認めるよう要望する。

g.離婚に伴う不動産の財産分与及び、慰謝料に充てた不動産の売却代金については、譲渡益課税(みなしを含む)を行わないこと。

h.低未利用地の譲渡にかかる特例措置として、譲渡所得から100万円を控除する制度が3年間延長され、令和7年12月31日までとなり、譲渡対価要件が、500万円以下から800万円以下に引き上げられたが、更に1,500万円以下まで引き上げることを要望する。

(6)譲渡損失の損益通算及び繰越控除

土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにするとともに、3年間の繰り越し控除の期間を法人の欠損金繰越、控除期間相当に延長することを要望する。また、土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の繰越控除も認めることを要望する。

(7)不動産所得の負債利子の損益通算の復活を要望する。

(8)非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%(復興特別税0.42%)となっているが、上場会社と同じ国税15%(復興特別税0.315%)、地方税5%に統一し、国税と同様、少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。

(9)通勤手当の非課税限度額が交通機関を利用した場合に比べ、マイカー・自転車通勤者の限度額が低い。交通機関を利用した通勤が困難で自動車の利用が合理的な地域もあるため、通勤距離による限度額だけでなく交通機関利用相当の非課税限度額を認めるようにすること。

(10)貯蓄から投資への流れを促進するため、上場株式等に係る譲渡損失について、現行3年間の繰越控除が認められているが、これを5年間に延長すること。

(11)災害により生じた純損失の繰戻還付を白色申告者にも認めること。

(12)使用者及び使用人にかかわる事項として次を要望する。

a.使用者が役員や使用人のために掛ける保険料等の非課税限度額を300円から1,000円に引き上げること。

b.深夜勤務に対する食事代負担額の非課税基準を1,000円に引き上げること。

(13)年の途中で死亡した人の場合は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に生前所得の申告と納税をしなければならないが、相続人が被相続人と同居していない場合(遠隔地に居住していればなおさら)、短時間に相続財産や被相続人の生前所得等を把握することは困難なことが多く、相続財産を確定させる段階で被相続人の生前所得が明らかになることも多い。したがって、所得税の準確定申告書の提出期限を相続税の申告書提出期限まで延長することを要望する。

(14)社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合は、実際経費の金額によらず、一定の計算式による概算経費で計算することが認められているが、経費算入割合が大きく、特定者のみの優遇であり、実際の経費額に準拠した所得計算にすること。

(15)相続財産を譲渡した場合の取得費の特例(譲渡所得に対応する相続税額の加算)の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

(16)退職所得控除額について、勤続年数20年以下の年40万円を60万円に、勤続年数20年超の年70万円を80万円にそれぞれ引上げるとともに、標準年数者(30年)の控除額1,500万円を2,000万円に引上げること。

3. 相続税・贈与税

(1)婚姻期間20年以上の配偶者の財産の相続については、全額非課税とすること。ただし、経過措置として全額非課税となる迄の間は、相続税について配偶者の法定相続分相当額と2億円のどちらか多い金額を控除できるとすること。

(2)居住用財産を相続した者が引き続き自己の居住用に供する場合は、その居住用財産の評価額を限度として1億円の特別控除を行うこと。

(3)相続財産確定のために支出した費用(遺言執行費用、弁護士、税理士費用等)を相続財産から控除できるようにすること。

(4)相続財産を譲渡した場合の取得費の特例(譲渡所得に対する相続税の加算)の適用条件は、相続税申告書の提出期限から3年以内に譲渡した場合となっているが、これを5年以内に延長すること。

(5)法定相続人が未成年者または障害者の場合の税額控除算出について、年60万円に引き上げること。また、特別障害者については年20万円を一挙に100万円まで引き上げること。

(6)法定相続人が取得した被相続人の生命保険金及び死亡退職金については、非課税とすること。廃止する迄は、少なくとも、それぞれの非課税限度額を、現行の500万円を1,000万円に引き上げること。

(7)非上場株式の評価に関する事項として次を要望する。

a.非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、現行の5%保有を10%保有まで拡大すること。

b.非上場株式の株主区分における同族株主等の判定を行う場合の基準について、配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1親等の姻族等の中心的な同族株主の持ち株割合25%以上の判定基準を50%まで引き上げること。

c.非上場株式の評価は、同族株主の持ち分を含め、配当還元方式とすること。

d.事業承継に際し相続税を延納する場合は、自社株式を担保とすることを認めること。また、その際には何等条件を設けないこと。

(8)準確定申告及び納税期限を4ヶ月以内から6ヶ月以内へ延長すること。また、相続税の申告及び納付の期限を相続開始の日より1年以内に改めること。

(9)贈与税について、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与の配偶者控除額を現行の2,000万円から4,000万円に引き上げること。また、4,000万円に達する迄は重ねて贈与できるとし、適用回数

の制限は設けないこと。また、婚姻期間20年以上の夫婦間の贈与について、不動産取得税は非課税とすること。

(10)夫婦間贈与をした物件が、贈与を受けた配偶者の死亡により元の持ち主に戻る場合は、相続税の対象財産から除外すること。

(11)納付困難要件の判定から納税者固有の財産を除外すること。

(12)相続により取得した上場株式および不動産の売却時の取得価格については、相続により取得した時の価格をベースとするべきである。

4. 地方税

(1)法人・個人住民税について次を要望する。

a.住民税は国税の付加税として一本化すること。

b.法人住民税の均等割の資本金区分を細分化し、中小企業について軽減を図ること。

c.個人住民税の各種控除額を所得税と同一とするとともに、課税最低限度額を所得税の課税標準と一致させること。特に、個人住民税の課税を所得税と同様、現年度課税とすること。

d.非上場株式の少額配当は、所得税では申告不要制度を選択できるが、個人住民税では申告を要する。所得税と個人住民税における差異を解消し、個人住民税においても申告不要制度を選択できるよう措置を講ずること。

e.個人住民税が毎年1月1日を賦課期日としていることから、賦課期日前に出国した個人において出国前に不動産や株式等の譲渡所得生じた場合、担税力があるにもかかわらず住民税が課税されないという不公平が生じることになる。当該不公平を解消するような措置を講ずること。

f.一箇所からのみ給与を得ている所得者でその給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、所得税においては申告不要とされていることと同様に住民税も申告不要とするべきである。

(2)市町村合併を推進するとの観点から、超過課税、事業所税課税、農地の宅地など課税は、三大都市圏に限定すること。

(3)減価償却資産の取得額において、法人税で認められている圧縮記帳をした場合は、不動産取得税においても法人税と同様な取扱いとすること。または、廃止すること。

(4)課税台帳の縦覧にあたっては、近隣地または他の同種建築物等と課税価格の比較が容易にできるようにすること。また、常時、縦覧できるようにすること。

(5)固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して、基礎控除額を土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。

(6)法人の償却資産申告期限の改正等

償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の原価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とし、申告期限は法人税の申告期限と同一とすること。なお、当該措置を講ずるまでは、12月決算法人の申告期限を2月まで延長すること。

(7)地方税においては欠損金の繰戻し制度がないことから、法人事業税の所得割及び法人住民税の法人税割については、欠損金の繰戻し制度を創設すること。

(8)入湯税・宿泊税については、使用を目的以外に使わないこと。また、税額を安易に上げないこと。

(9)空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正等、空き家対策が進められているが、住宅用地特例が受けられなくなっている空き家の撤去や整地を行った際に、撤去・整地を行った年の前年に遡って前年・当年の2年間住宅用地特例を適用できるものとして、既納付分の差額の還付申請を可能とする等、税制面でも空き家の撤去がしやすい環境を整備すること。

5. 消費税

(1)ガソリン、軽油や酒類等には、それぞれ揮発油税や酒税等が課税され、また、購入時には消費税が課税されている二重課税は廃止すべきである。

(2)簡易課税の選択については、現行の期限(課税期間の開始日の前日)までにその判断を適切に行うことが困難な場合が多いので、消費税の前課税期間の確定申告書の提出期限まで延長すること。

(3)年税額ごとに決められている消費税の納付回数の細分化を選択できるよう要望する。

6. 印紙税等

印紙税については、基本事項でも述べた通り、基本的には廃止すべきと考えるが、廃止までの間、税制をシンプルで公平なものにする必要があるという観点から次を要望する。

(1)紙文書契約において、電子契約書と同様に課税されないように、税率を一元化し軽減をする。課税対象文書を一律200円とすること。

(2)現金取引で発行される領収書に対して、課税されないようにするが税率を一元化し軽減をする。一律200円とすること。

以上